

半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦、産婦及び乳児（以下「妊婦等」という。）が市と委託契約した愛知県医師会に登録されている医療機関（以下「登録医療機関」という。）及び半田市内の助産所（以下「委託助産所」という。）以外で健康診査を受けた際に支給する半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する「妊婦」、「産婦」、「乳児」及び「健康診査」の意義は、半田市妊産婦・乳児健康診査実施要領（平成9年4月1日施行）で使用する用語の例による。

(助成の対象及び助成金額)

第3条 助成金の対象は、妊婦等が登録医療機関及び委託助産所以外で健康診査を受けたときに必要な経費とする。

2 助成金の対象経費は別表のとおりとし、限度額は愛知県医師会と協議し定めた額とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金交付申請書（様式第1）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定するとともに、半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第6条 前条の交付決定通知書を受けた者は、速やかに半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金交付請求書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段等により助成金の交付を受けた者に対し、第5条に規定する交付決定を取り消すとともに、助成金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

郵便番号（475-）

申請者 住所 半田市

電話番号

氏名

半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金交付要綱に基づき、下記のとおり助成金の交付をされるよう申請します。

| 助成区分 | 受診日 | 申請額 ※支払い金額と助成限度額を比較して少ない額 |
|------------------------|--|------------------------------|
| 妊婦健康診査 | 第1回 | . |
| | 第2回 | . |
| | 第3回 | . |
| | 第4回 | . |
| | 第5回 | . |
| | 第6回 | . |
| | 第7回 | . |
| | 第8回 | . |
| | 第9回 | . |
| | 第10回 | . |
| | 第11回 | . |
| | 第12回 | . |
| | 第13回 | . |
| | 第14回 | . |
| 子宮頸がん検診 | . | |
| 多胎妊婦 健康診査 ※該当者のみ | 第1回 | . |
| | 第2回 | . |
| | 第3回 | . |
| | 第4回 | . |
| | 第5回 | . |
| 産婦健康診査 | . | |
| 新生児聴覚検査 | . | |
| 乳児健康診査 | 第1回 | . |
| | 第2回 | . |
| 合計 | | |
| 添付書類 | 1. 妊産婦・乳児健康診査結果報告書 (受診結果と医療機関等の名称及び押印のあるもの) 2. 医療機関等の発行する領収書（原本）及び診療明細書 (金額の内訳がわかるもの) | |
| 備考 | 1. 各回における妊産婦・乳児健康診査以外の検査費用については助成対象外（自己負担）となります。 2. 助成限度額は、受診券に記載の額となります。 | |

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

助成金の額 _____ 円

様式第3（第6条関係）

半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金交付請求書

年　　月　　日

半　田　市　長　　殿

申請者　　郵便番号（475　-　　）
住所　　半田市

電話番号

氏名

年　　月　　日付けで交付決定がありました半田市妊産婦・乳児健康診査費助成金について、下記のとおり請求します。

記

| | | | |
|---------------|-----------|------|----|
| 助成金の請求金額 | 円 | | |
| 振込み先 | 金融機関名 | 銀行 | |
| | | 信用金庫 | 本店 |
| | | 農協 | 支店 |
| 預金種目 | 普通　　・　　当座 | | |
| 口座番号 | | | |
| フリガナ 口座名義人 | フリガナ | | |

別表（第3条関係）

| 回数 | 週数 (約) | 助成対象経費 | | | | | | | 備考 |
|--------------------|-----------|------------------------------------|-----|--------|----|----|-----|------------------|----|
| | | 基本健診 | 超音波 | 初回血液検査 | 血算 | 血糖 | GBS | H T L V - 1 抗体検査 | |
| 1 | 8週 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 2 | 12週 | ○ | | | | | | | ○ |
| 3 | 16週 | ○ | | | | | | | ○ |
| 4 | 20週 | ○ | ○ | | | | | | |
| 5 | 24週 | ○ | | | | | | | ○ |
| 6 | 26週 | ○ | | | | | | | ○ |
| 7 | 28週 | ○ | | | | | | | ○ |
| 8 | 30週 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 9 | 32週 | ○ | | | | | | | ○ |
| 10 | 34週 | ○ | | | | ○ | | | |
| 11 | 36週 | ○ | | | | | | | ○ |
| 12 | 37週 | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| 13 | 38週 | ○ | | | | | | | ○ |
| 14 | 39週 | ○ | | | | | | | ○ |
| 多胎妊娠 | ○ | | | | | | | | |
| 子宮頸がん | | | | | | | | | |
| 産婦健康診査 | | 〈一般診察、尿検査（尿たんぱく、尿糖）、血圧測定、メンタルチェック〉 | | | | | | | |
| 新生児聴覚検査 | | 聴性誘発反応検査（ABR）もしくは耳音響放射検査（OAE） | | | | | | | ○ |
| 乳児健康診査 (第1回・2回) | | | | | | | | | |

基本的な妊婦健康診査（1回～14回、多胎妊娠）

- ・健康状態の把握
- ・子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査（糖、蛋白）、体重、身長（1回目のみ）の測定
- ・保健指導（食事指導、生活指導、保健・福祉サービスの支援）

初回血液検査（1回目のみ）

血液型(ABO、Rh)、末梢血液一般、血糖、梅毒トレポネマ抗体定性、梅毒血清反応(STS)
HBs抗原、HCV抗体定性・定量、不規則抗体、HIV-1・2抗体価、ウイルス抗体価(風疹)

第8回（30週頃）の検査

血算、血糖、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査(子宮頸管粘液採取料が必要)

第10回（34週頃）の検査

GBS

子宮頸がん

- ①クーポン券扱いとします。
- ②16週頃までに実施して下さい。
- ③1年以内に子宮頸がんの検査を受けている場合は施行されなくても可とします。

産婦健康診査

- ①産後の健康状態の把握（子宮復古、悪露、血圧、尿検査、体重、乳房）
- ②授乳状況の把握（母乳、人工乳、混合栄養、ビタミンKとDの補充説明）

③褥婦のメンタルケア（エジンバラ産後うつ病質問票を使用した産後うつ状態のチェック）